

記者会見要旨
(2022 年 7 月 1 日)

I 最近の協会、業界の主な動向について

1. 前回の記者会見後の協会及び業界の主な動向について、＜資料 1＞に沿ってお話します。
2. 4 月 4 日、5 日に配信した JICPA オンラインカンファレンス 2022 のアーカイブ信を 4 月 18 日から開始しました。9 月末まで一般の方にも全てのセッションをご覧くださいいただけますので、ぜひご覧ください。
3. 4 月 26 日に「研究公募～公認会計士へのアクセス～日本公認会計士協会があなたの研究をサポートします！」という試みを開始し、6 月 30 日までに 6 件の応募がありました。
4. この試みは、主に学者の方が会員・監査法人の現場へアクセスすることを協会がサポートする取り組みで、一部の学者の方からは監査の学術研究の発展に寄与する画期的な試みとの意見もいただきました。
5. 5 月 11 日に公認会計士法の改正が成立し、それを受けて会長声明「公認会計士法の改正について」を発出しました。
6. 今後、改正された公認会計士法に基づき内閣府令等が改正され、制度の詳細が整備されます。
7. これまで協会の自主規制の枠組みにおいて運用していた上場会社監査事務所登録制度について、法律の下で運用する枠組みに変更するとともに、詳細設計と運用は引き続き協会が行うこととされたことは、協会の自主規制を尊重していただいた結果だと認識しています。
8. 一方で、これまでの自主規制の仕組のままで今後も運用するのではなく、上場会社監査事務所に対する監査法人のガバナンス・コード適用と監査法人の情報開示の充実を促すなど、協会としても本制度の改善を進め、より実効性の高い仕組みとして運用してまいります。
9. これは、本制度の在り方を議論する過程において、中小監査事務所については、情報開示が必ずしも十分ではないという指摘をいただいたことに応えることにもなります。
10. 中小監査事務所は、経営基盤や内部態勢の整備を独力だけで行うのは難しい面もあるため、協会として中小監査事務所の体制面、ノウハウ面での支援も進めていきます。
11. 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直しについては、法改正後も協会の品質管理レビューを前提として公認会計士・監査審査会がモニタリングを行うという関係に変化をもたらすものではないということを確認しています。

12. 法律改正に向けた議論の過程において、行政が法令に詳細な規定を定めて民間企業を法令に基づき直接検査することとなると、民間企業が検査対応に注力するあまりかえって活力を削ぐことを懸念すると一貫して主張してまいりました。
13. この公認会計士・監査審査会と協会との関係については、金融審議会公認会計士制度部会の議事録でも確認されるとともに、国会の質疑によっても確認されています。
14. なお、今回の法改正は、短期的に解決可能な喫緊の課題について行われました。
15. 当協会は、今回の改正事項以外にも、公認会計士に求められる資質・能力の変化に適応した試験・育成制度の在り方などの重要な課題が残されていると考えており、数年以内にもう一度改正の議論をしていただきたいと申し上げています。
16. 今回の改正内容を具体的に現場に落とし込むためには、内閣府令等の改正が必要になります。この規則の改正はおそらく8月中旬頃から本格的に行われますので、協会としてもしっかり対応してまいります。
17. 5月13日に第50回日本公認会計士協会学術賞授賞作品を発表しました。
18. 授賞作品の「人的資本の会計一認識・測定・開示」では、人的資本について認識と測定を定量化する試みをされています。詳細はプレスリリースをご参照ください。非常に時宜にかなった良書です。
19. 5月25日に「金融商品取引法監査における監査役等とのコミュニケーション（監査の最終段階）について」を公表しました。
20. 監査役等の責任は、会社法にしか定められていませんが、金商法の開示・監査も監査役等の責任の範疇ですので、監査役等との適時かつ適切なコミュニケーションの実施が重要である点について、注意喚起をしています。
21. なお、この問題は金商法と会社法の開示と監査が一元化されることにより、解消される問題の1つです。
22. 5月29日に令和4年度公認会計士試験の第Ⅱ回短答式試験が行われ、6月24日に合格発表がありました。
23. 答案提出者数は第Ⅰ回と合わせて2万人近く（第Ⅰ回9,949人、第Ⅱ回9,870人）、第Ⅰ回と第Ⅱ回の重複受験者を名寄せすると12,625人となり、昨年（9,524人）、一昨年（8,549人）と比べ増加しています。
24. 受験者数増加の明確な理由は明らかになっていませんが、留学できなくなったため公認会計士試験を目指す人が増えたこと、社会人が自分の価値を高めてより良い仕事を求めていることなどが考えられるようで、初学者の方が増えたと聞いています。今後もこの傾向が続くと良いと思っています。
25. 5月31日に金融庁から監査法人に対して行政処分が行われました。
26. 監査法人の業務管理態勢に多数の不備が認められ、協会の品質管理レビューにおいても複数回にわたり改善勧告を受け、2022年1月21日に公認会計士・監査審査会から行政処分勧告が行われており、処分に至りました。

27. 6月3日に公認会計士・監査審査会から監査法人に対して検査結果に基づく勧告が行われました。
28. 業務管理態勢、品質管理態勢など監査法人の運営が著しく不当と認められ、事後的に検査対象資料を作成、提出するなど不適切な検査対応が行われたとして行政処分勧告が行われました。
29. 6月13日に金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告―中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて―」が公表されました。
30. 四半期開示について、金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられるため、両者を一本化してはどうかという方向性が示されました。
31. 開示書類に対するレビューや適時開示の内容など詳細は8月中旬以降、さらに議論が進められると聞いており、
32. 協会としても建設的な議論をして市場に貢献していきたいと考えています。
33. 6月30日にサステナビリティ教育検討プロジェクトチーム報告書「公認会計士のサステナビリティに関する知見及び能力の育成に向けた検討」を公表しました。
34. サステナビリティ情報の開示に当たっては、現状では、公認会計士が専門家でない場合が多いものの、監査法人及び公認会計士はサステナビリティ情報の開示に関する保証の主要な担い手になることが期待されています。
35. 公認会計士のサステナビリティ情報に対する知見を上げることが喫緊の課題になっており、そういった問題意識を踏まえ、今回報告書を出し、サステナビリティ教育の基本方針を定めました。今後、基本方針に合致したサステナビリティ教育のシラバスを作成、公表する予定です。
36. このシラバスは公認会計士だけではなく、様々な方にご利用いただきたいと考えています。
37. 6月30日に第12回公認会計士の日大賞の受賞者を発表しました。
38. 大賞は、早稲田大学商学学術院名誉教授、元会計検査院長の大塚宗春氏で、会計業界、監査業界に非常に多大な貢献をされました。
39. 特別賞は、企業会計基準委員会前委員長の小賀坂敦氏（故人）で、日本の会計基準の発展に多大な貢献をされました。
40. 6月30日に金融庁から監査法人に対して行政処分が行われました。
41. 監査法人の運営が著しく不当であり、協会レビューの指摘に対する改善も不十分であるとして、2022年4月1日に公認会計士・監査審査会から行政処分勧告が行われており、処分に至りました。
42. 6月30日に金融庁から公認会計士個人に対して懲戒処分が行われました。
43. 会社の不正経理への協力、CPE必要単位数の未履修により処分に至りました。
44. 協会としてこの事態を重く受け止めており、これまで以上に公認会計士の指導に注

力していきたいと考えています。

45. 本日 7 月 1 日は、公益財団法人財務会計基準機構にサステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan : SSBJ）が設立されました。
46. 午後には設立記念式典が催され、今後本格的な活動が始まる予定です。
47. 7 月 16 日に第 1 回 jicpa 会計教育シンポジウムが開催されます。
48. 大学教授、文科省の方、高校・中学の先生に登壇いただき、学校教育の中の会計の位置付けについて議論します。対面開催ですが、オンライン中継及び後日オンデマンド配信もされる予定です。
49. 公認会計士法の改正によって、協会の会則記載事項に会計教育活動の位置付けが追加されました。このシンポジウムにより会計教育活動への貢献を促進していくきっかけにしたいと考えています。
50. 7 月 25 日に協会の第 56 回定期総会が開催されます。
51. 今回の定期総会終了後、茂木次期会長が会長に就任する予定です。

Ⅱ 令和 5 年度税制改正意見書の公表

52. 税制改正意見書については、昨年から中期的な税制改正の提言とどのような税制改正をするべきなのかという税制改正意見書の 2 つに分かれていたものを 1 つにまとめて公表しております。
53. 重点的に税制改正要望した点の 1 つを＜資料 6－2＞の重点意見①として記載しています。
54. まず前提として、中小事業者における記帳水準の向上が必要とされており、正規の簿記の原則に従わない場合ペナルティ規程があります。
55. DX 化の促進は国の方針であり 2023 年 10 月からインボイス制度も始まるので、税制面で何が貢献できるか、実務家がどう対応していくかについて着目し、重点意見①の要望を行いました。
56. インボイス制度については、他の団体からも協会はインボイス制度に対してどういう考えを持っているか聞かれることがあります。
57. 協会の考えとしては＜資料 6－3＞第二部 I 5. (1)に記載のとおりインボイス制度の導入が消費税の転嫁の適正化に資するものと期待しています。
58. この数か月の物価高などがある中で、インボイス制度が適切に活用されれば、価格転嫁が起こり、賃上げ税制が組み合わさればデフレ経済脱却にきちんと道筋を立てることができるのではないかと考えております。
59. 重点意見①では DX 投資を通じて中小企業の生産性と記帳水準の向上、更に賃上げ実現に向けて、時限的に全額損金算入される DX 投資に税額控除制度を導入していただきたいと記載しております。
60. 様々な損金制度がある中で、金融機関対策を考える中小企業は損金算入を多くした

場合、損益計算書上業績が低く見えてしまいます。

61. そうした場合、税額控除する形で DX 投資を促進するような後押しをしていただきたいと思います。
62. 協会はインボイス制度の開始自体に反対という立場ではなく、むしろ中小事業者における事務負担軽減こそが重要であると考えています。
63. 時限的な全額損金算入という点については、電子帳簿保存法の電子データ保存義務の宥恕規定が 2023 年 12 月 31 日に期限を迎えるに当たって、中小企業においても相当な DX 化が必要となるため、税制面においても積極的に DX 投資の促進をしていただきたいと思います。
64. もう一点は、＜資料 6－2＞の重点意見②に記載のとおり、各種税負担の軽減措置が取られる中小法人の範囲を見直すことを申し上げております。
65. 中小法人という定義が場面によって異なっており、実務的にも間違いが多く、何が適用になるのかよく分からないという指摘もあり、協会としては中小法人の範囲を明確にすべきと考えています。
66. また、新聞報道等でもあったとおり、中小法人の範囲を資本金額で画一に規定することによって、資本金額を減少させることにより本来負担軽減の必要のない高額所得企業まで税制による支援を受けることになります。
67. 中小法人の範囲を見直し、受けるべき中小法人がきちんと恩恵を受けられるように制度設計すべきであると申し上げます。
68. それ以外にも 3 つの重点項目を申し上げますが、そちらは資料をご覧くださいますと幸いです。

以　上